



JASDAQ

平成21年5月18日

各 位

会 社 名 株式会社 大本組
代表者の役職・氏名 代表取締役社長 大本 榮一
(J A S D A Q コード番号 1793)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 大藤 強
電 話 番 号 086 - 225 - 5131

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月18日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第72回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」とします。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券電子化)されました。

これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきまして、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日

以 上

(別紙) 定款変更の内容

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株券を発行する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>第8条～第9条 (略)</p> <p>(単元未満株式についての権利制限)</p> <p>第10条 <u>当社の株主(実質株主を含む、以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4)第11条に規定する請求をする権利</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む、以下同じ)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社の株式に関する手続き及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(削除)</p> <p>第7条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利制限)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4)第10条に規定する請求をする権利</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 14 条 ~ 第 39 条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 13 条 ~ 第 38 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第 3 条 本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>

以上